

大気汚染防止法の一部を改正する法律の概要

水銀に関する水俣条約の大気排出関係規制の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀排出施設に係る届出制度を創設するとともに、水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者に排出基準の遵守を義務付ける等の所要の措置を講ずる。

背景

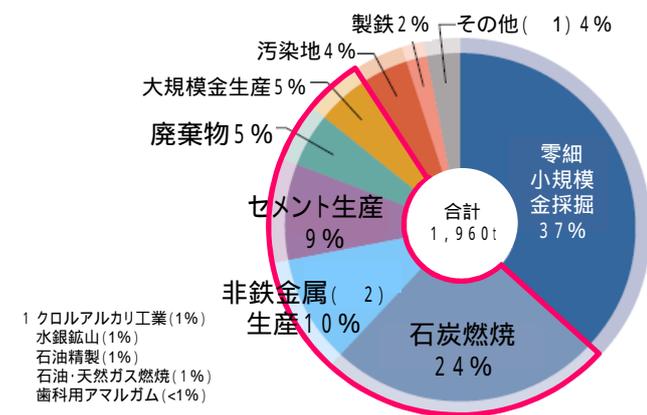
水俣条約の概要(大気排出関係)

5種類の発生源の分類に対し、水銀及び水銀化合物の大気排出を規制し、実行可能な場合には削減すること。

石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボイラー 非鉄金属()製造用の精錬・焙焼工程
 廃棄物焼却設備 セメントクリンカー製造設備 鉛、亜鉛、銅及び金(零細小規模採掘以外)

【我が国について条約が効力を生ずる日から、新規発生源は5年以内、既存発生源は10年以内に措置】

世界における排出源ごとの大気排出量(平成22年)



1 クロルアルカリ工業(1%)
 水銀鉱山(1%)
 石油精製(1%)
 石油・天然ガス燃焼(1%)
 歯科用アマルガム(<1%)
 2 アルミニウム、銅、鉛、亜鉛
 (出典) Global Mercury Assessment (UNEP 2013)

□: 条約の大気排出規制の対象

国内における主要排出源ごとの大気排出量(平成22年度)

排出源	大気排出量(t/年)
石炭火力発電所	0.83-1.0
石炭焚産業用ボイラー	0.21
非鉄金属製造施設	0.94
廃棄物焼却施設	2.2-6.85
セメント製造施設	5.3
鉄鋼製造施設	4.72
パルプ・製紙	0.23
石灰製品製造	<0.22
火山(自然由来)	>1.4
合計	17-21

約6~7割

(出典) 水銀大気排出インベントリー(平成22年度)

法律の概要

- (1) 水銀排出施設に係る届出制度** (法第2条第13項、第18条の23等)
 一定の水銀排出施設の設置又は構造等変更をしようとする者は、都道府県知事に届け出なければならないものとする。
- (2) 水銀等に係る排出基準の遵守義務等** (法第18条の22、第18条の28、第18条の29等)
 届出対象の水銀排出施設の排出口の水銀濃度の排出基準を定め、当該施設から水銀等を大気排出する者は排出基準を遵守しなければならないものとする。都道府県知事は、当該施設が基準を遵守していないときは、必要に応じ勧告・命令ができるものとする。
- (3) 要排出抑制施設の設置者の自主的取組** (法第18条の32)
 届出対象外であっても水銀等の排出量が相当程度である施設について、排出抑制のための自主的取組を責務として求めるものとする。
- (4) その他罰則等** (法第33条等)

施行期日 我が国について条約が効力を生ずる日から2年以内で政令で定める日(法附則第1条)